役員 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人がじまる福祉会(以下「法人」という。)の業務に従事 する役員等の報酬及び旅費について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

評議員	評議員会に出席したとき、1日につき5,000円。 ただし、評議員への年間の報酬支払総額は、105,000円の範囲内とする。
理事	理事会に出席したとき及び法人の業務に携わったとき1日につき5,000円。 ただし、理事への年間の報酬支払総額は150,000円の範囲内とする
監事	理事会に出席したとき及び法人の業務に携わったとき1日につき5,000円。 ただし、監事への年間の報酬支払総額は60,000円の範囲内とする

(報酬の支払方法)

- 第4条 報酬は、業務終了時に現金にて直接本人に支払う。
 - 2 報酬は、源泉所得税を控除したうえで支払う。

(旅 費)

第5条 出張旅費は、法人の職員の旅費規程に準じて支給する。

(適用除外事項)

第6条 役員が施設の職員を兼務している場合は、報酬は支給しない。

(会計処理の基準)

第7条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるもの とする

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う

附則

- 1 平成19年4月1日施行の「役員報酬規程」は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年 6月 17日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。